

6 2 会津大学短期大学部特別聴講学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学則第32条に規定する特別聴講学生に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期等)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、学長は、特別聴講学生からの申し出に基づき、教授会の承認を得て、1年を超えない範囲内で在学期間を延長することができる。

(入学の志願手続等)

第3条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 他の大学又は短期大学が発行する特別聴講学生出願書(様式第1号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第4条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続)

第5条 学長は、前条に定める選考に合格した者に対して許可するとともに、他の大学又は短期大学長を通して通知(様式第2号)を行うものとする。

(特別聴講学生証)

第6条 特別聴講学生には、特別聴講学生証(別紙様式)を交付する。

2 特別聴講学生は、特別聴講学生証を常に所持しなければならない。

(授業料等)

第7条 特別聴講学生に対する授業料は、会津大学の授業料の免除等に関する規則第4条第3号により免除とする。ただし、実験、実習又は実技に要する経費は、この限りでない。

(単位の認定)

第8条 特別聴講学生が希望する場合には、学長は履修科目について単位認定試験を受けさせることができる。

- 2 特別聴講学生が前項の認定試験に合格した場合には、学長は所定の単位を与えるものとする。
- 3 学長は、成績評価及び単位授与通知書(様式第3号)を交付する。

(規程等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを準用する。

(許可の取消し)

第10条 特別聴講学生が本学の学則及び諸規程に違反したとき又は特別聴講学生としての本分に反したときは、学長は、教授会の議を経て、第5条の規定による許可を取消することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

特別聴講学生出願書

大学第 号
平成 年 月 日

大学長 様

大学長

単位互換協定書及び覚書に基づき、下記のとおり科目履修の申請をいたします。

記

学部・学科名	年次	氏名	学生番号	履修申請科目名	担当教官名	備考

様式第2号

特別聴講学生履修許可通知書（単位互換協定用）

大学第 号
平成 年 月 日

大学長 様

大学長

平成 年 月 日付け 大学第 号で単位互換協定により申請があった科目履修については、下記のとおり履修を許可します。

なお、本学が指定する関係書類により、取りまとめのうえ平成 年 月 日までに手続きを完了するようお願いいたします。

記

学部・学科名	年次	氏名	学籍番号	履修申請科目名	担当教官名	備考

成績評価及び単位授与通知書（単位互換協定用）

大学第 号
平成 年 月 日

大学長 様

大学長

単位互換協定書及び覚書きに基づき、履修した貴学学生の成績及び単位授与について、
下記のとおり通知いたします。

記

学部・学科名	年次	氏名	学籍番号	履修申請科目名	担当教官名	成績	備考

別紙様式

(表)

履修心得

年度

1. 許可された科目に限り履修することができる。
2. 単位認定試験を受験する際は、必ず本証を机上に明示しておかなければならない。
3. 出席常でないときは許可を取り消すことがある。

(注意)

1. 本証は、常時携帯し必要に応じて呈示すること。
2. 本証は他人に貸与したり、譲渡しないこと。
3. 本証を紛失したときは、直ちに事務室に届け出て再交付を受けること。
4. 資格を失ったときは、直ちに本証を返還すること。

特別聴講学生証

会津大学短期大学部

(裏)

特別聴講学生 NO _____

履修科目

写 真	学科名 _____
	氏 名 _____
	昭和 年 月 日 生
	住 所 _____

年 月 日発行

福島県会津若松市一箕町八幡字門田 1-1

会津大学短期大学部学長 印